

精神保健福祉士養成の在り方に関する一考察

西 野 克 俊

星槎道都大学研究紀要

社会福祉学部

第 3 号

2022 年

精神保健福祉士養成の在り方に関する一考察

西野 克俊

要約

令和3年度より順次導入されている、精神保健福祉士養成の教育内容および人材育成の在り方がどのように整えられたかを検証し、これからの精神保健福祉士養成について考察を行った。本研究においては、現状として掲げられている事項に対して考察するとともにさらなる検討及び検証の必要性も見え、養成校教育を考えるうえでの導入研究となった。

1. はじめに

1997年に精神保健福祉士法が制定されてから24年となったが、時代も変化し精神保健福祉士に求められる役割も変化し、精神保健福祉士の活躍フィールドも障害分野のみならず、高齢者分野、児童分野、司法分野、産業分野、教育分野など、大きな広がりを見せている。また、時代の変化とともに支援を必要とする内容も複雑かつ多様化しており精神保健福祉士が持ち合わせるべき知識や技術なども変化を見せている。そのため、2018年12月より、厚生労働省主体での精神保健福祉士の在り方に関する検討会が再開され、今後の精神保健医療福祉の一部を担う精神保健福祉士がどのようなことを養成校で学ぶべきなのか等を整理したうえで、精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しがなされた。結果、4年制の養成校において2021年度の入学生より、新カリキュラムにおける授業が展開されることとなったが、精神保健福祉士の在り方に関する検討会を踏まえ、養成者側がどういった学びを提供できるのか、変化させるべき事項は何なのかなど現行の精神保健福祉士養成における課題の確認及び今後の精神保健福祉士養成における在り方を考察する。

2. カリキュラムの変更点

今回の精神保健福祉士養成課程の教育内容の見直しをするにあたっての背景として、

- 1) 精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に伴い、精神保健福祉士が果たす役割は、精神障害者に対する援助のみならず、精神障害等によって日常生活又は社会生活に支援を必要とする者や精神保健(メンタルヘルス)の課題を抱える者への援助へと拡大してきている。
- 2) 役割の拡大とともに精神保健福祉士の配置・就労状

況も、医療(病院・診療所など)、福祉(障害福祉サービス等事業所など)、保健(行政など)から、教育(各種学校など)、司法(更生保護施設、刑務所等矯正施設など)や産業・労働(ハローワーク、EAP企業、一般企業など)へ拡大している。

- 3) また、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討委員会)や社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会より、包括的な相談支援を担える人材育成等のため養成カリキュラムの見直しを検討すべきとの指摘がされている。¹⁾があり、そのうえで、同会において見直しの方向性として、

- 1) 2012(平成24)年度の現行カリキュラムの施行以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材が育成されるよう、以下の点について、教育内容の見直しを行った。i) 養成カリキュラムの内容の充実 ii) 実習・演習の充実 iii) 実習施設の範囲の見直し 等とされた。

現行のカリキュラム(以下、現カリとする)においては、社会福祉士との共通科目として、①人体の構造と機能及び疾病②心理学理論と心理的支援③社会理論と社会システム④現代社会と福祉⑤地域福祉の理論と方法⑥社会保障⑦低所得者に対する支援と生活保護⑧福祉行財政と福祉計画⑨保健医療サービス⑩権利擁護と成年後見制度⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度の11科目である。専門科目として、①精神疾患とその治療②精神保健の課題と支援③精神保健福祉相談援助の基盤④精神保健福祉の理論と相談援助の展開⑤精神保健福祉に関する制度とサービス⑥精神障害者の生活支援システム⑦精神保健福祉援助演習⑧精神保健福祉援助実習指導⑨精神保健福祉援助実習の9科目である。

新カリキュラム(以下、新カリとする)では、共通科

目が、①医学概論②心理学と新知的の支援③社会学と社会システム④社会福祉の原理と政策⑤地域福祉と包括的の支援体制⑥社会保障⑦障害者福祉⑧権利擁護を支えるの法制度⑨刑事司法と福祉⑩社会調査の基礎⑪ソーシャルワークの基盤と専門職⑫ソーシャルワークの理論と方法(共通)⑬ソーシャルワーク演習(共通)の13科目に再編成及び拡充、改称がなされた。また、専門科目においては、①精神医学と精神医療②現代の精神保健の課題と支援③精神保健福祉の原理④ソーシャルワークの理論と方法(専門)⑤障害者リハビリテーション論⑥精神保健福祉制度論⑦ソーシャルワーク演習(専門)⑧ソーシャルワーク実習指導(専門)⑨ソーシャルワーク実習(専門)の⑨科目となり、科目数の変化ないものの、改称と内容の再編が行われた。

厚生労働省によれば、主な事項の1つとして、社会福祉士養成課程の教育内容と共通科目の拡充を行い、相互の資格取得を希望する者の負担の軽減を図ると同時に精神保健福祉士の職域拡大に伴う必要知識の拡充を図っている。そのため、現カリの共通科目である11科目から新カリにおいては13科目へ拡大され、職域拡大にも対応できる精神保健福祉士の養成を掲げている。上記内容から、新カリにおけるカリキュラム改正について、社会福祉士及び精神保健福祉士の両資格取得時における負担の軽減も図られ、精神保健福祉士の職域拡大についての対応も図られているように思われる。しかし、今回のカリキュラム改正においては現カリにおける精神保健福祉援助実習部分への変更はなく現場での学びという部分においては据え置きとなっている。

3. 人材育成と資質向上

2018年12月より開催された、厚生労働省主体での精神保健福祉士の在り方に関する検討会においては人材育成と資質向上についても議論されている。まず、精神保健福祉士に求められる役割として1)精神疾患・障害によって医療を受けている者等への援助(医療機関内外での相談や支援など)2)医療に加えて福祉の支援を必要とする者等への援助(日常生活や社会生活への支援など)3)医療は受けていないが精神保健(メンタルヘルス)課題がある者への援助(顕在的ニーズの発見、回復への支援、アウトリーチなど)4)精神疾患・障害や精神保健(メンタルヘルス)課題が明らかになっていないが、支援を必要とする可能性のある者への援助(情報提供、理解の促進、潜在的ニーズの発見、介入など)5)1)~4)に関連する多職種・多機関との連携・協働における調整等の役割(マネジメント、コーディネート、ネットワークキングなど)6)国民の意識への働きかけや精

神保健の保持・増進に係る役割(普及、啓発など)7)精神保健医療福祉の向上のための政策提言や社会資源の開発と創出に係る役割²⁾と現代における役割を明確にしている。また、時代とともに変化している役割を明確化することにより、精神保健福祉士の役割拡大を改めて認識できる。

そのうえで、精神保健福祉士に求められる能力の整理がなされ、

ア 精神保健福祉士の行動特性(コンピテンシー)の明確化の視点精神保健福祉士が国家資格化以前の精神医学ソーシャルワーカーであったところから重視している。精神疾患や精神障害を持つ当事者の社会的立場や処遇内容の変遷を踏まえ、これらに対する問題意識を持つ価値観を踏まえつつ、精神保健福祉士を取り巻く環境や業務は変化しており、それに適応する必要があるという認識に基づいて、行動特性(コンピテンシー)の明確化を図っていく必要がある。

イ 精神保健福祉士のキャリアラダーの必要性と構築各人の能力の獲得状況を的確に把握するためには、能力の成長過程を新人、中堅、指導者、管理者等の段階別に明確にする等し整理したキャリアラダーが必要である。キャリアラダーは、資格取得までの教育背景や業務経験等の多様性や個人の事情に併せて柔軟に活用できるものが求められる。

という2点を掲げている。

また同会において、養成校における資格取得後の継続教育の実態と効果、課題として○約5割弱の養成校において資格取得後の継続教育に取り組んでいる。○養成校が精神保健福祉士の資格取得後の継続教育に関わる効果として「特に新人の時は燃え尽き防止に役立つ」「卒業生の横と縦の関係構築だけではなく、ネットワーク形成につながっている」「教育の場への循環が図られる」等が挙げられており、特に卒業生同士の関係構築は、養成校が担うことが期待される。○資格取得後の継続教育の実施上の課題については「卒業教育の周知の方法や予算等」「運営・調整する教員の負担」等が挙げられている。○資格取得後の継続教育を行わない理由としては「担当教員の時間的余裕の無さ」「職場でのOJTや職能団体による研修等がその役割を果たすものと考えている」等が挙げられている。

養成校に期待される役割として○養成校は、養成課程の教育と資格取得後の継続教育の連続性を確保し精神保健福祉士の自己研さんを支援する観点から、職能団体や地域の組織(職場)とも連携しつつ、資格取得後の継続教育に取り組む必要がある。○資格取得後の継続教育として養成校に期待される取組の一つとして、資格取得後の数年間の新人期における支援が挙げられ、卒業生等を

集めた交流の場を設定することや職能団体等が実施するスーパービジョンにつながるよう支援するといった取組が期待される。あわせて、学生の目標と学習の到達度を見える化する観点からポートフォリオの活用をしている場合には、資格取得後を見据えた形で活用することで、資格取得後の自己研さんを支援するといった取組が期待される。○知識や技術等に関する講義・演習や事例検討、スーパービジョン等の取組は、職能団体等においても行われていることから、職能団体等と連携しながら実施することが望まれる。○養成校における継続教育の取組は卒業生に限定されているものや対象を広く開放されているものなどがあり、必ずしもすべての精神保健福祉士がこれらの機会を提供されているとは限らない。広く継続教育の場を開放していくといった取組とすることや、地域の実情を踏まえ、職能団体と連携し、地域単位で継続教育を行う取組も検討していくことが期待される。○実習演習担当教員が、絶えず自己研さんを行えるよう、実習演習担当教員講習会を修了していても、学び直しを含めこれらの機会を確保することが望ましい。○大学院での教育やリカレント教育の場についても資格取得後の継続教育の場であり、現任者がこれらを活用し研さんすることができるよう、これらとの連携や充実を図ることの検討も必要である。

養成校における資格取得後の継続教育の推進○資格取得後の継続教育を行わない理由として挙げられている教員の時間的余裕の無さや、周知方法や予算の確保等組織的な対応が図られないといった課題は養成校が組織として資格取得後の継続教育に取り組むことで解決される側面もあることから、養成校でこれらの取組が推進されるよう、組織及び教員の意識を醸成する必要がある。○教育団体が養成校の教員等を対象とした講習会等により、養成校において行う資格取得後の継続教育の重要性についての視点がもてるような課題設定をすることが望まれる。○精神保健福祉士の養成に関わる各養成校や教員の取組の意見交換を行う場を定期的に開催する等の取組も重要である。○教員が精神保健福祉士のソーシャルワーク実践での役割の変化等の実際を知ることができるよう、教育団体と職能団体及び実習先が連携し、教員がこれらの事柄について知る場を設けることが必要。²⁾とされている。

4. 考察

まずは、精神保健福祉援助実習という現場学習の機会の在り方について、座学とは違う生きた感情と接し、精神障害者が抱えている生活の困難さを身をもって理解し、時に苦しみ、時に悩み、自己覚知を行いながら、学

んでいく場である。そのため、教科書や書面では理解できないものが多く、精神保健福祉士としての価値や倫理といった座学部分の補強、増強を行うことが出来る。しかし、養成校によってはカリキュラムの都合等により、最低限の実習時間しか確保できないのが現状である。そのため、実習先から実施時間が短いという発言が多く聞かれ、せっかくの体験が中途半端になってしまうことも少なくない。資格取得を見据えた学習というものも大切であると考えますが、学生のうちに実習として、支援を体験し学ぶことにより、支援そのものの在り方や支援者としての心構えなど、資格取得後に専門職として役割を全うするために必要なことが長期的な専門職養成となるのではないかと考える。そのため、座学と実習演習科目のバランスをとることも必要ではないかと考える。

また、精神保健福祉士の役割拡大を上げ、求められる役割拡大としてコンピテンシーの明確化とキャリアダラーの2点を指摘している。この2点については今後どのように整理、実施されるかは不透明であるが、精神保健福祉士は養成校及び職場といった資格取得前及び後と継続的に行うものである。そのため、前後どちらかに比重を置くのではなく、双方に必要なことをすり合わせながら検討されることが必要と考える。

次に、養成校に期待される役割や養成校における資格取得後の継続教育の推進として様々な事柄が掲げられているが、具体的かつ現実的な内容の検討も必要と考える。そのため、ソーシャルワーク教育学校連盟及び職能団体においても、地域の実情なども踏まえつつ、検討する場の設定が必要と考える。しかし、養成校の教員も現場の精神保健福祉士も時間的な余裕がない中、後進育成を実施している。その現状の理解と、対応も必要になるのではないかと考える。

本論は、精神保健福祉士養成の在り方を考察し始めたが、養成教育の実質的な部分について触れておらず、今後も本学での養成を基に、必要な精神保健福祉士養成の内容を検討していきたいと考える。

引用文献

- 1) 厚労省社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課—2020—「精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」
- 2) 厚労省社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課—2020—「精神保健福祉士資格取得後の継続教育や人材育成の在り方について（概要）」

参考文献

厚労省社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健

課—2020—「令和元年度精神保健福祉士養成課程
の会キュラム改正ガイドブック」
厚生労働省 第4回精神保健福祉士養成の在り方に関する
検討会議事録—2019.6.28—

厚生労働省 第5回精神保健福祉士養成の在り方に関する
検討会議事録—2020.1.31—
厚生労働省 第6回精神保健福祉士養成の在り方に関する
検討会議事録—2020.2.28—

A Study on the Ideal Way of Training Mental Health Social Workers

NISHINO Katsutoshi

Abstract

We examined how the educational content of mental health welfare training and the way of human resource development, which have been introduced sequentially from the 3rd year of Reiwa, were prepared, and confirmed the future training of mental health welfare workers. In this research, we considered the matters listed as the current situation, and also saw the need for further examination and verification, so it was an introductory research when considering training school education.

